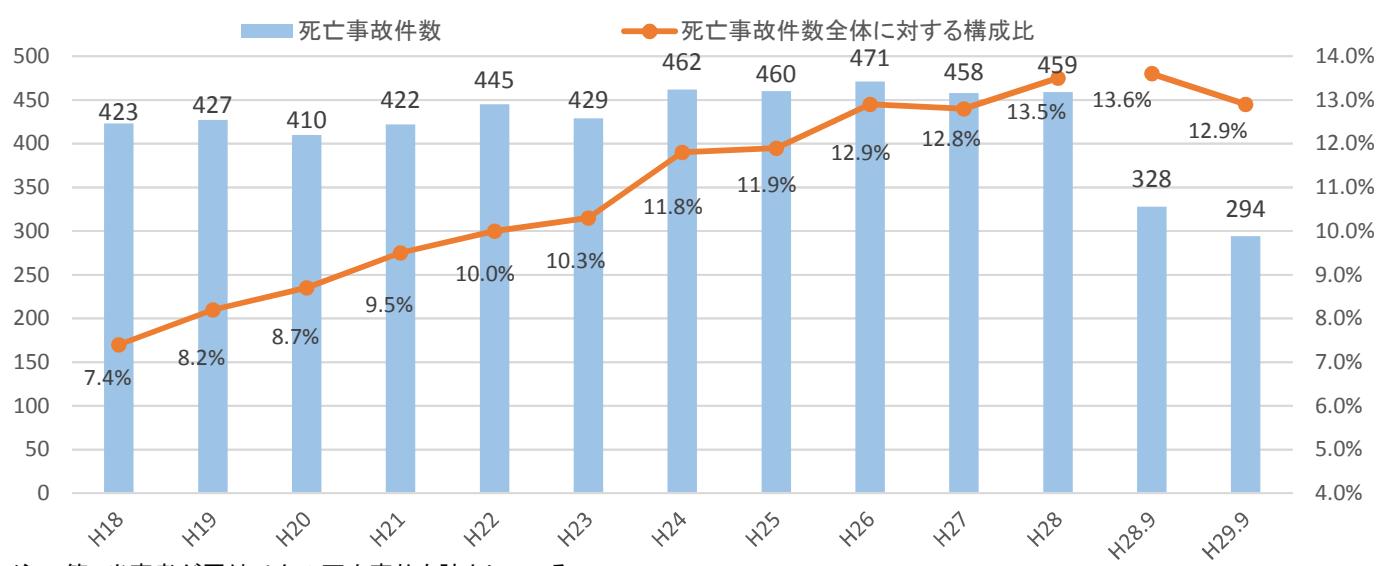


高齢運転者に係る交通事故の現状

(平成29年9月末現在)

75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比



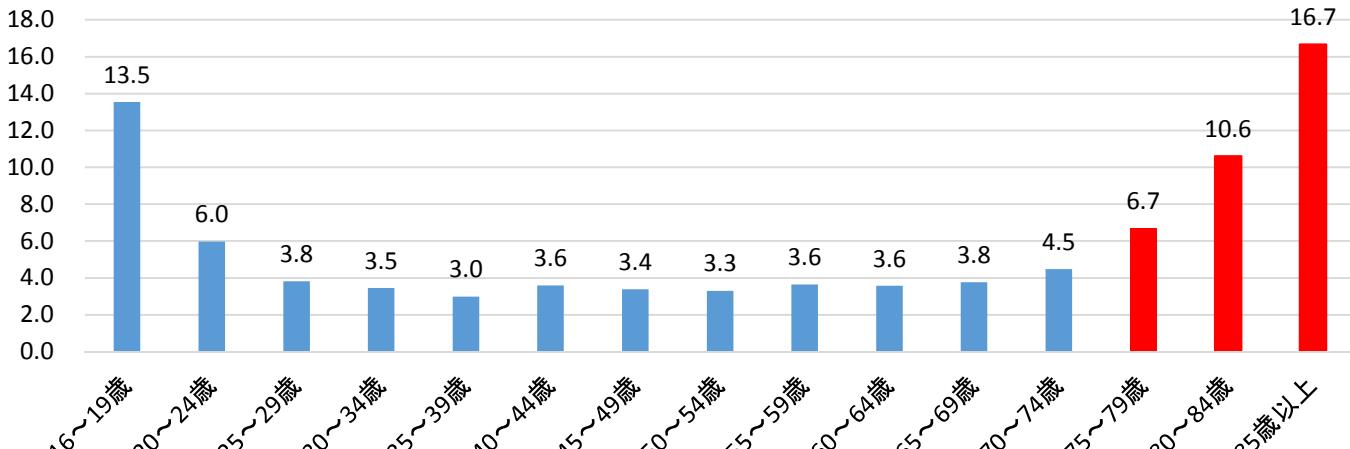
注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比



注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

原付以上第1当事者の年齢層別免許人口10万人当たり死亡事故件数(平成28年)



注1: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

注2: 算出に用いた免許人口は、平成28年末現在の値である。

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日

①認知機能検査を受け、免許の取消し等を受けた者

1,117,876人 認知機能検査受検者数（更新時＋臨時）

※平成28年中 1,662,512人



30,170人 第1分類（認知症のおそれ）と判定された者

※平成28年中 51,087人

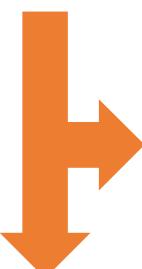


1,249人が自主返納

2,713人が再受検→第2分類・第3分類と判定
357人が免許失効

※上記以外に、4,876人が臨時適性検査の通知に向けた手続き中等

20,975人 臨時適性検査（専門医の診断）の通知又は診断書提出命令を受けた者



5,142人が自主返納

1,216人が再受検→第2分類・第3分類と判定
910人が免許失効

※上記以外に、6,034人が医師の診断待ち等

7,673人 医師の診断を受けた者 ※平成28年中 1,934人



6,051人が免許継続

うち4,326人が原則6月後の診断書提出

1,725人が条件なしの継続

※上記以外に、925人が行政処分に向けた手続き中等

697人 免許の取消し・停止を受けた者 ※平成28年中 597人

【参考】

1,541人 その他の警察活動などを端緒に診断を受けた者

(650人 うち免許の取消し・停止を受けた者)

※平成28年中 3,161人（うち免許の取消し・停止を受けた者は1,248人）

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

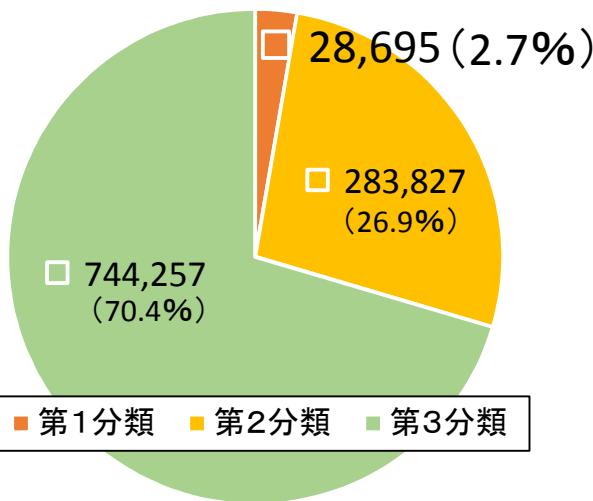
期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日

②認知機能検査の実施結果等

端緒別の分類の内訳

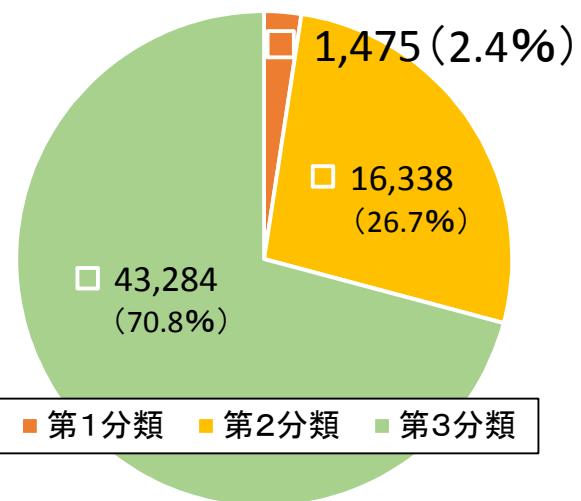
更新時認知機能検査

→受検者数: 1,056,779人



臨時認知機能検査

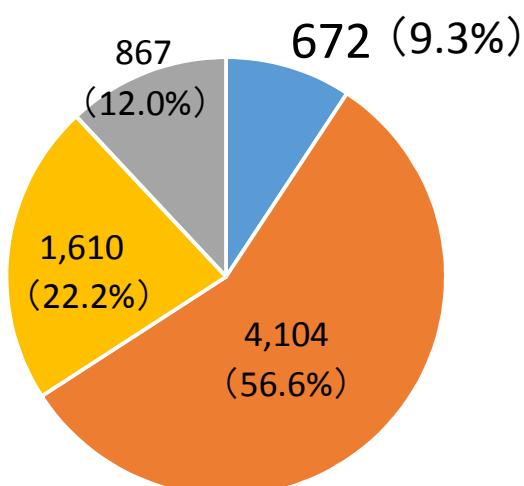
→受検者数: 61,097人



医師の診断を受けた者に対する措置結果の内訳

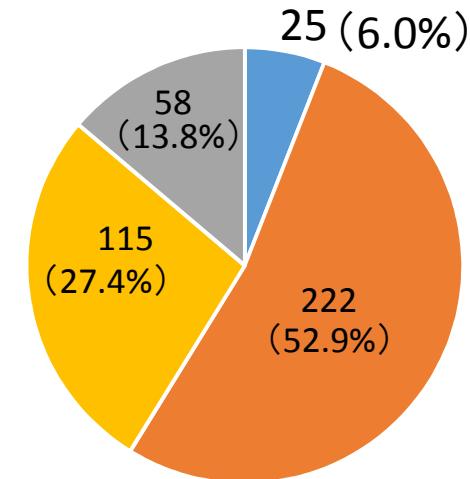
更新時認知機能検査

→措置件数: 7,253件



臨時認知機能検査

→措置件数: 420件



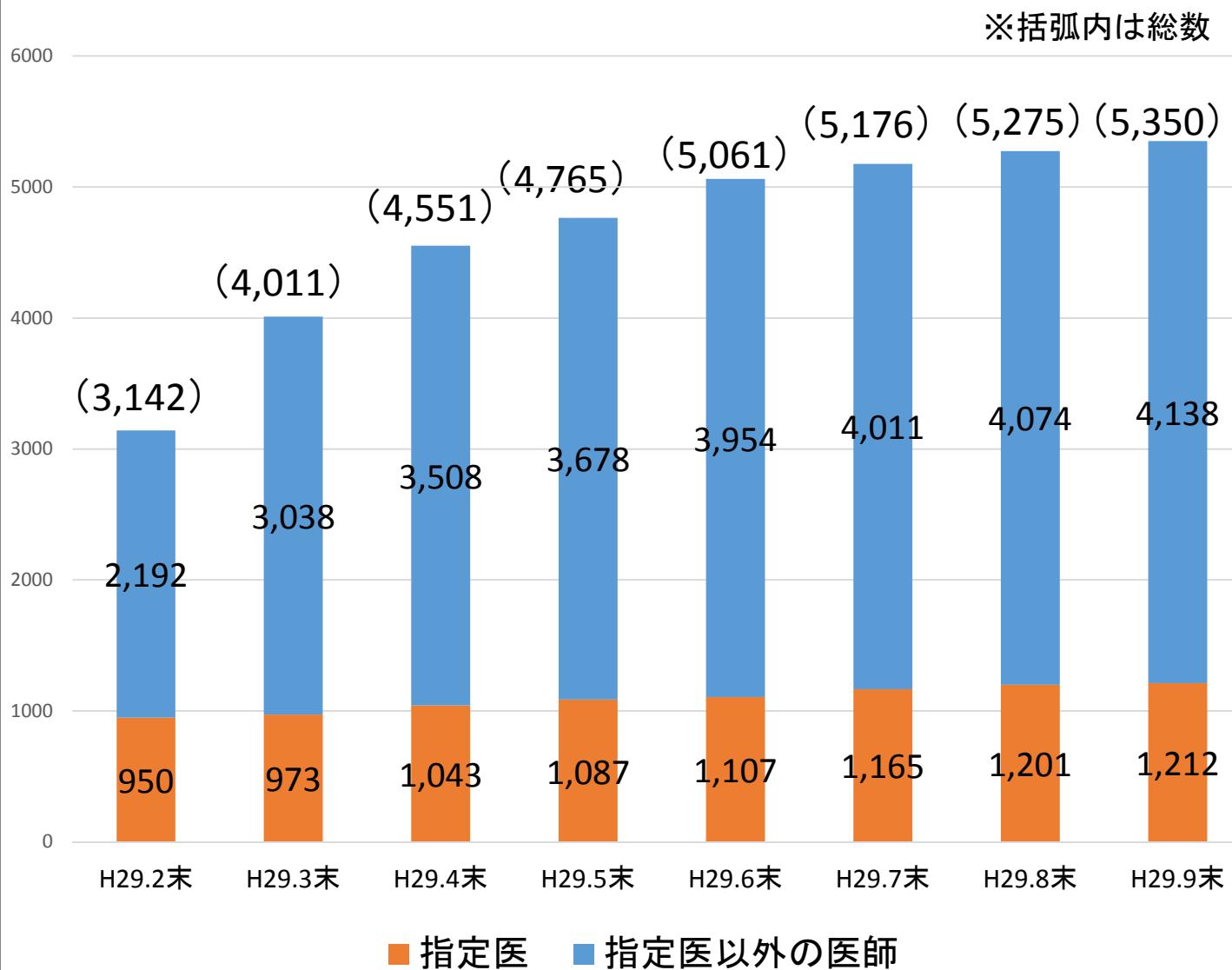
- 取消・停止
- 原則6月後の診断書提出
- 条件なしの継続
- その他(行政処分に向けた手続中等)

- 取消・停止
- 原則6月後の診断書提出
- 条件なしの継続
- その他(行政処分に向けた手続中等)

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日

③医師の診断体制の確保



※ 「指定医」とは、認知症について専門的な知識を有すると都道府県公安委員会が認める医師で、あらかじめ指定されたもの（臨時適性検査において診断を行う医師）

「指定医以外の医師」とは、認知症に係る医師の診断を必要とする者（診断書提出命令の対象者）に対して警察から紹介を行うことについて了承した医師

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日

④高齢者講習の実施状況

(単位:人)

	70歳以上 75歳未満	75歳以上			(計)
		第1分類	第2分類	第3分類	
	合理化講習 (2時間)	高度化講習 (3時間)	合理化講習 (2時間)		
高齢者講習 (新制度下)	268,823	3,014	106,562	297,542	407,118
<参考1> 平成29年 高齢者講習 (旧制度下) (1～9月末)	375,948	17,076	181,261	446,035	644,372
<参考2> 平成28年 高齢者講習 (1～9月末)	670,543	33,771	319,302	728,970	1,082,043

※1 新制度下では、75歳以上で第1分類・第2分類と判定された者については、実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいた個人指導を実施(高度化講習)。それ以外の者(75歳以上で第3分類と判定された者及び70歳以上75歳未満の者)については、個人指導を実施せず(合理化講習)。

※2 新制度下での高齢者講習については、更新期間満了日が9月12日以後が対象。

※3 旧制度下での高齢者講習の講習時間については、70歳以上75歳未満の者については3時間、75歳以上の者については、分類に関係なく2時間30分となっている。

⑤臨時高齢者講習の実施状況

75歳以上			計 (単位:人)
第1分類	第2分類	第3分類	
136	4,529	-	4,665

直近において受けた認知機能検査の結果と比較して、臨時認知機能検査の結果が低くなっていた者を対象。

直近の検査の結果

臨時認知機能検査の結果

未受講・第3分類
(認知機能が低下しているおそれがない者)

第3分類
(認知機能が低下しているおそれがない者)

第2分類
(認知機能が低下しているおそれがある者)

第2分類
(認知機能が低下しているおそれがある者)

第1分類
(認知症のおそれがある者)

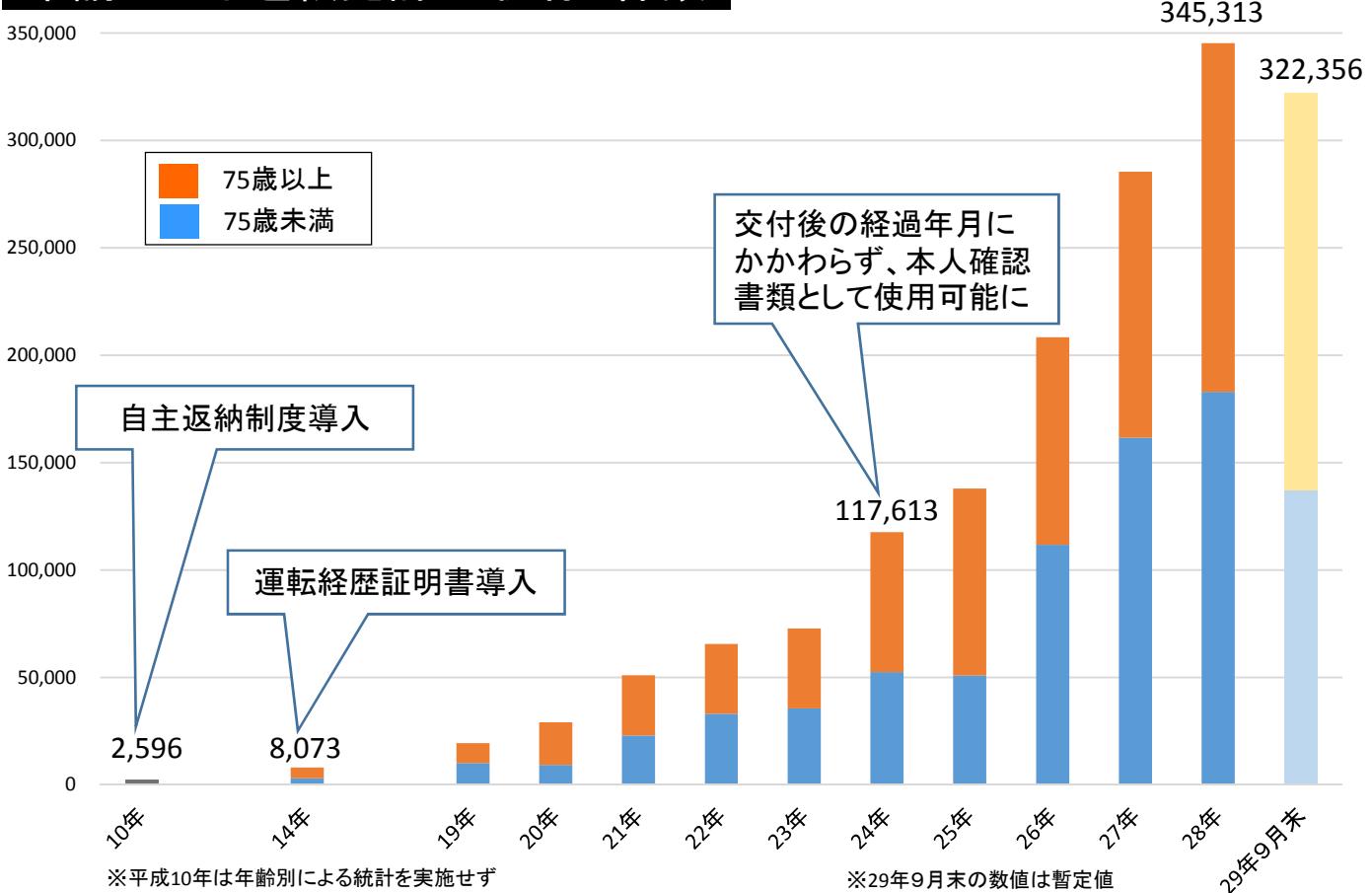
第1分類
(認知症のおそれがある者)

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

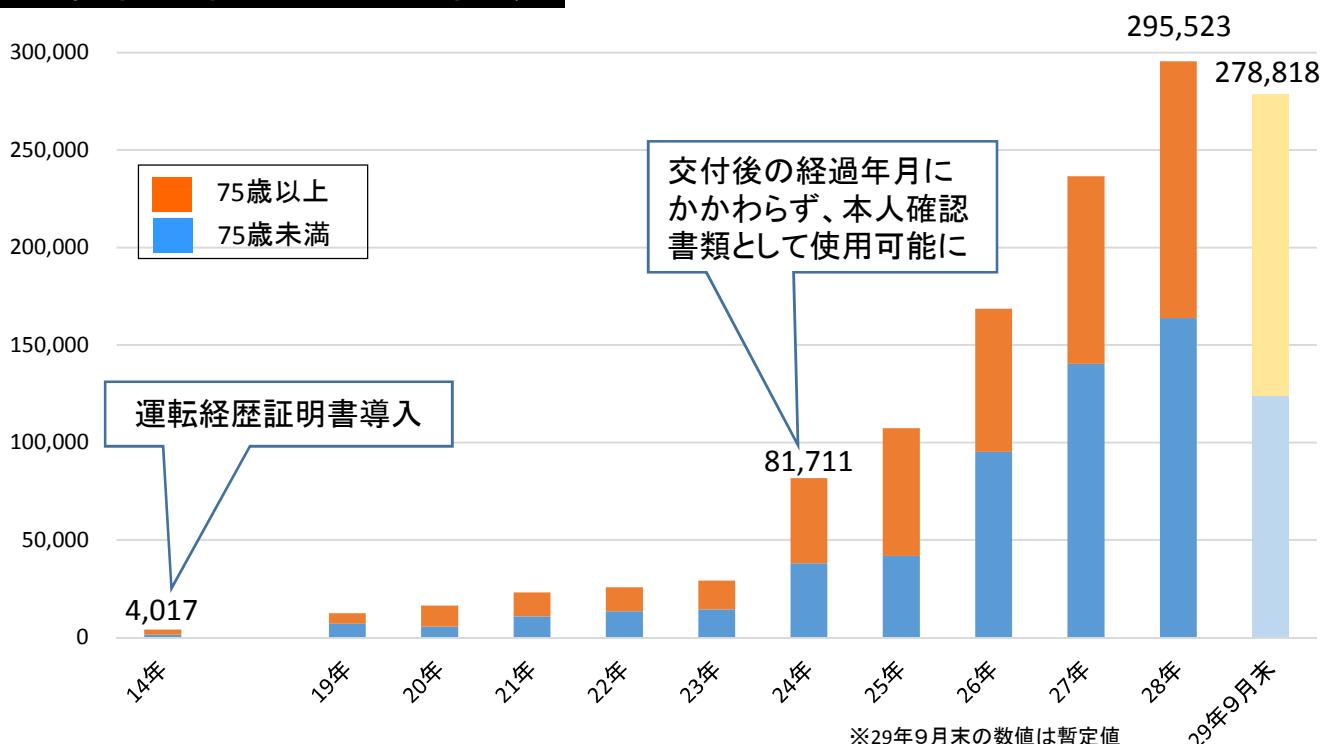
(平成29年9月末現在)

⑥運転免許証の自主返納状況

申請による運転免許の取消し件数



運転経歴証明書交付件数



改正道路交通法の施行状況【準中型免許】

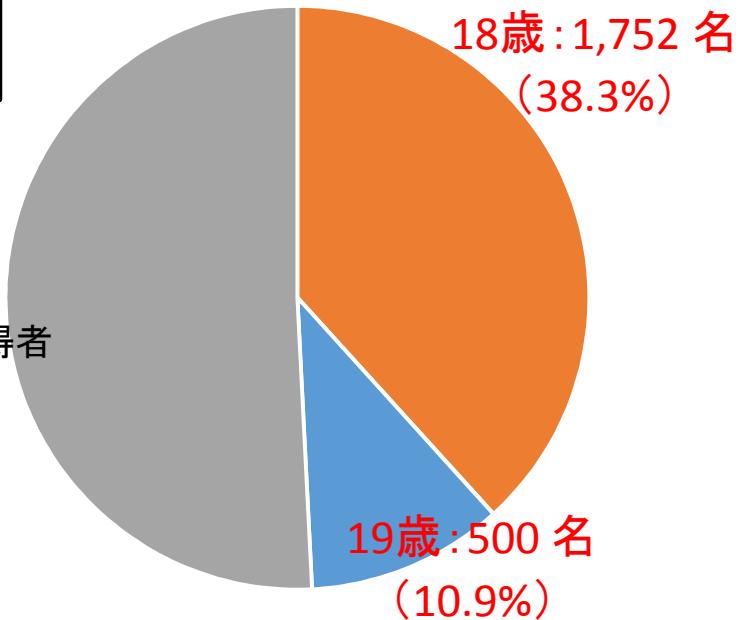
期間内の暫定値
平成29年3月12日～9月30日

準中型免許の取得状況等

準中型免許の新規取得者数及び年齢別内訳

新規取得者数合計
…4,578人

【年齢別内訳】



これまで実施した広報啓発活動

- 準中型免許制度について国民に周知するため、政府広報やポスター・リーフレットを活用し、幅広く広報啓発活動を実施。
- 特に、新規高等学校卒業予定者等に対して制度が周知されるよう、文部科学省と連携しつつ、各都道府県教育委員会等を通じ、全国の高等学校等に対して広報啓発活動を実施。

平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

18歳から取得可能な免許
準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設
準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通免許車も運転できます）。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数
準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習免許は、普通免許で運転できる自動車は車両重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度
初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときに1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は
引取車を準中型免許車へ本県の自動車を運転することができます。さらに隣居免許者（※）に合格すれば普通免許車重量7.5トン以上、7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※普通免許は、普通自動車教習所にて最低4時間の教習等を受けた上での審査又は免許試験までの能率度等のいずれかになります。

18歳から普通免許なしでもOK!

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前	車両総重量 最大積載量	5トン 3トン	11トン 6.5トン
普通自動車 普通免許	18歳以上	普通自動車 中型自動車 大型自動車	中型免許 大型免許
		20歳以上 普通免許等保有2年	21歳以上 普通免許等保有3年

改正後	車両総重量 最大積載量	3.5トン 2トン	7.5トン 4.5トン	11トン 6.5トン
普通自動車 普通免許	18歳以上	普通自動車 準中型自動車	準中型免許 中型自動車 大型自動車	中型免許 大型免許
		18歳以上	20歳以上 普通免許等保有2年	21歳以上 普通免許等保有3年

警察庁・都道府県警察

▲リーフレット

平成29年3月12日スタート
改正道路交通法が施行されます

リスクの高い運転者への対策
高齢運転者等の推進

1. 新設 暫時認知機能検査・臨時高齢者講習

2. 見直し

3. 高齢者講習

4. 準中型免許の新設

5. 準中型免許の受験資格・教習日数

6. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

7. ポスター